

小金井市居住支援相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第54条及び第55条の規定に基づき、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を進めるための居住支援相談事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅確保要配慮者」とは、法第2条に規定する住宅確保要配慮者であって、小金井市（以下「市」という。）内に居住するもの（市外から市内に転入する者を含む。）をいう。

(実施方法)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市は、事業を社会福祉法人小金井市社会福祉協議会に委託することができる。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、住宅確保要配慮者、その家族その他関係者とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 利用対象者の相談に対する相談窓口を設置し、次のアからケまでに掲げる居住支援及び生活支援サービスの案内並びに民間賃貸住宅の物件情報の提供に係る相談業務及び付随する業務を行う。

ア 住宅確保要配慮者の個別相談の予約・受付に関すること。

イ 住宅確保要配慮者への個別相談の実施及び個別相談を行った住宅確保要配慮者（以下「相談者」という。）の相談内容等を記載した相談票の作成、整理、報告書等の作成に関すること。

ウ 相談者に対して、民間賃貸住宅の物件照会を行う上で必要となる居住支援又は生活支援サービスの提供を行う福祉関係団体等との連携、調整及び連絡に関すること。

エ 相談者の希望物件について、事業に協力している不動産事業者（以下「協力不動産事業者」という。）への照会を行い、市内に存する民間賃貸住宅等で該当する協力不動産事業者の情報を相談者へ提供すること。

オ 賃貸契約締結時の同行支援に関すること。

カ 入居後の状況確認に関すること。

キ 実施した個別相談、個別相談後の相談者に対する対応履歴、物件の照会状況等の実績について、月次報告書を作成し、及び報告すること。

ク 相談内容に関する傾向、課題等を考察し、解決方法等について提案又は協議を行うこと。

ケ 市担当課等との情報共有、定例会議等を実施すること。

(2) 関係機関とのネットワークづくり

(守秘義務)

第6条 事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。事業が終了した後及びその職を退いた後も、同様とする。

(関係書類の整備)

第7条 事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、事業に関する書類を事業完了後5年間保管するものとし、市長が必要と認めたときは、保管書類を提示し、又は提出しなければならない。

(報告)

第8条 受託者は、本事業の実施状況について定期的に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。